平成２４年（再イ）第８９号
愛知県春日井市桃山町3150番地１　レインボーティアラ春日井桃山206号
再生債務者　林　　千穂（旧姓玉田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１０７号
愛知県小牧市中央３丁目226番地　マンションメリー502号
再生債務者　清水　光志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２５号
名古屋市天白区表山３丁目142番地
再生債務者　川上　　進
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２６号
名古屋市中村区佐古前町８番８号
再生債務者　鶴山　　章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２７号
名古屋市天白区植田１丁目306番地　シェアルシュ203号
再生債務者　加納　敏弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第４４号
大津市国分２丁目30番28号
再生債務者　吉田和都子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第３０９号
大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31―904号
再生債務者　藤井　耕治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４９号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目１番54―501号
再生債務者　楠　　和男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１８号
広島市安佐南区八木６丁目18―24　石丸ビル101号、住民票上の住所岡山市北区富原2179番地
再生債務者　吉備田裕二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２０号
鹿児島県鹿児島市玉里町23番10号
再生債務者　小林　栄治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第５号
千葉県佐倉市鏑木町1189番地３
再生債務者　渡辺　文男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２２号
千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟501
再生債務者　小川　真志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２３号
千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟501
再生債務者　小川　茂子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２１号
川崎市宮前区平１丁目１番64号
再生債務者　小島　郁男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第１３号
静岡県裾野市呼子２丁目７番７号
再生債務者　鈴木　政之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第１４号
静岡県裾野市呼子２丁目７番７号
再生債務者　鈴木てる子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 24 年 10 月１日
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長　長岡　憲宗
山川　一夫
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上平成24年10月１日）